

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等への対応

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第10号）が平成29年6月9日に公布され、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義され、平成29年10月1日に施行されます。

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等には処理基準が追加され、許可においてその取扱いを明らかにすることとなりました。

八王子市では、産業廃棄物処理業者であって水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を引き続き取扱う場合、平成29年7月18日から平成34年9月30日までは変更届出を提出していただき、新しい許可証を交付します。

なお、平成34年10月1日以降は、石綿含有産業廃棄物と同様に変更許可として取扱います。

I 届出受付先

届出は、窓口でのみ受け付けを行います。

なお、八王子市内と東京都内（八王子市除く）に積替保管施設または中間処理施設を有する場合は、八王子市と東京都に届出が必要となります。

【問い合わせ先】

八王子市 資源循環部 廃棄物対策課 審査担当

東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話042-620-7458（直通） FAX042-622-7262

II 届出方法

- (1) 届出時間 平日の午前9時から11時30分まで及び午後1時から5時まで
※ 事前に窓口での予約をしてください。
- (2) 提出部数 正副2部
- (3) 手数料 無料

III 届出に必要な書類

1 収集運搬業積替保管あり

- (1) 様式第11号（正副）
- (2) 取り扱う水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等ごとに、水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等の保管場所に変更がない場合は、施設の所在地、施設内配置図、保管場所の写真
- (3) 破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬することの対策（使用する容器の写真、区分方法など）

- (4) 保管に当たって、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置
- (5) 届出者の許可証の写し
- ※ 水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等の保管場所に変更がある場合は、事前計画書一式（現地確認を実施します）

2 処分業

- (1) 様式第11号（正副）
- (2) 水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等の保管場所に変更がない場合は、施設の所在地、施設内配置図、水銀使用製品産業廃棄物の保管場所の写真
- (3) 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置内容
- (4) 水銀回収が義務付けられている水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等を取り扱う場合は、水銀の回収方法（取り扱わない場合は、その旨を記載してください）、中間処理後の残さの処分・再生利用方法
- (5) 水銀回収が義務付けられていない水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等から水銀を回収する場合は、水銀の回収方法（取り扱わない場合は、その旨を記載してください）、中間処理後の残さの処分・再生利用方法
- (6) 水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等を埋立処分する場合は、不溶化・固型化の方法（取り扱わない場合は、その旨を記載してください）
- (7) 主要機器及び付帯設備の配置図、写真
- (8) 届出者の許可証の写し
- ※ 水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等の保管場所又は主要機器及び付帯設備に変更がある場合は、事前計画書一式（現地確認を実施します）